

身体拘束防止委員会 運用指針

株式会社ジーエル
New Step 大阪
New Step 広島

身体拘束防止委員会
身体拘束等適正化のための指針

（事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方）

第1条 株式会社ジーエル New Step 大阪、New Step 広島は、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を理解し、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援の実施とサービスの質の向上を目指して、定期的または必要に応じ随時委員会を開催し、組織をあげて身体拘束廃止に取り組まなければならない。

第2条 株式会社ジーエル New Step 大阪、New Step 広島は、身体拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底する。

- 1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- 2) 身体拘束廃止に向けて常に努力を行わなければならない。
- 3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- 4) 身体拘束を許容する考え方をしない。
- 5) 全員の強い意志で支援の本質を考えることにチャレンジする。
- 6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- 7) ご利用者の人権を優先的に考慮し、行動すること。
- 8) 福祉サービスの提供に誇りと自信をもつこと。
- 9) 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること。
- 10) やむを得ない場合、ご利用者、家族に丁寧に説明を行ったうえで、身体拘束を行う。
- 11) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

（身体拘束防止委員会その他事業所内の組織に関する事項）

第3条 身体拘束防止及び適正化を目的として「身体拘束防止委員会」を設置する。

第4条 身体拘束防止委員会は、虐待防止委員会と協同で委員会を開催し、次のことを検討、協議する。

- 1) 虐待、身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
- 2) 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認する。
- 3) 虐待又は身体拘束等の兆候が見られる場合には、慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- 4) 年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の企画と実施を行い、実施状況等を確認する。

- 5) 日常的支援をモニタリングし、ご利用者の人権を尊重した適切な支援が行われているかを確認する。

第5条 委員会の委員については以下の委員会役員名簿のとおりとする。なお、必要に応じて協力医療機関の医師、精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得る。

身体拘束防止委員会役員名簿

委員長 (虐待防止責任者)	New Step 大阪/New Step 広島 各事業所 管理者または児童発達支援管理責任者
副委員長 (虐待防止マネージャー)	New Step 大阪/New Step 広島 各事業所 管理者または児童発達支援管理責任者
副委員長 (虐待防止マネージャー)	New Step 大阪/New Step 広島 各事業所 管理者または児童発達支援管理責任者
副委員長 (虐待防止マネージャー)	New Step 大阪/New Step 広島 各事業所 管理者または児童発達支援管理責任者
委員	New Step 大阪吹田教室 支援員
委員	New Step 大阪2nd吹田青葉丘教室 支援員
委員	New Step 大阪3rd江坂教室 支援員
委員	New Step 広島大芝教室 支援員
法人選出委員	株式会社ジーエル 管理部
児童福祉部選出委員 (虐待防止受付担当者)	株式会社ジーエル 児童福祉部マネージャー

(身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針)

第6条 株式会社ジーエル New Step 大阪、New Step 広島は、年間研修計画に沿って、「虐待防止・権利擁護研修」及び「身体拘束防止研修」を実施する。

- 1) 新規採用者には、毎月の入社時研修において、「虐待防止・権利擁護研修」及び「身体拘束防止研修」を実施する。
- 2) 現任者には、「虐待防止・権利擁護研修」及び「身体拘束防止研修」を年1回実施する。
- 3) 身体拘束委員会ならびに事業所管理者が「虐待防止・権利擁護研修」及び「身体拘束防止研修」が必要と認めた場合には、随時実施する。

(事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

第7条 支援の提供にあたっては、ご利用者または他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わない。

1) 障害者虐待防止法及び児童虐待防止法で「正当な理由なくご利用者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為であり、具体的に以下の行為が該当する。

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ③行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押え付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない部屋に隔離する。

2) 身体拘束等を行わずに支援するための3つの原則

①身体拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体拘束をやむを得ず行う場合、必ず理由や原因がある。支援する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。ご利用者の個別の理由や原因を徹底的に探り、除去する支援が必要である。

②5つの基本的支援を徹底し、不穏になられる原因を除去したり、転倒等による怪我につながる状況をつくらない支援を提供することが重要である。

(Ⅰ) 起きる

人は座って、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえて自分の周囲で起こっていることが分かるようになる。これは仰臥して天井をみていたのではわからない。起きることは人間らしさを追求する第一歩である。

(Ⅱ) 食べる

食べることは人にとっての楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることは支援の基本である。

(Ⅲ) 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、オムツを使用している人は、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていると気持ち悪く「おむついじり」などの行為につながることになる。

(Ⅳ) 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。人は皮膚が不潔であれば痒みの原因になり、そのために大声を出したり、夜間眠れず不眠になったりする。皮膚の清潔を保つことで快適に過ごせ、周囲も支援しやすく、人間関係も良好になる。

(V) 活動する（アクティビティ）

ご利用者の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。

具体的に音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、テレビなどが考えられる。

言葉による刺激、言葉以外の刺激もあるが、その人らしさを追求するうえで、心地よい刺激が必要である。

4) 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現を目指す。

身体拘束廃止を実現していく取り組みは、事業所又は支援の場における支援全体の質の向上や、ご利用者の生活環境の改善のきっかけとなる。「身体拘束廃止」「身体拘束防止」の過程で提起される様々な課題と真摯に向き合い、よりよい支援の実現に取り組んでいくことが重要である。また、身体拘束禁止規定の対象となっていない行為でも、「言葉による拘束」は心理的虐待であり、「言葉による拘束」にも十分配慮をする必要がある。

(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

第7条 身体拘束は行わないことが原則であるが、「ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められているが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。なお、「ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」とは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件をすべて満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限られる。

※「緊急時やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べた支援の工夫のみでは十分に対処できない一時的に発生する突発的事態に限定される。また、安易に「緊急やむを得ない」として身体拘束を行わないように、次の要件、手続きに沿って慎重に判断する。

1) やむを得ず身体拘束を行う場合、以下の3要件を満たすことが必要であり、委員会等で検討、確認し記録する。

①切迫性

ご利用者本人又は他のご利用者等の、生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、ご利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが、必要となる程度まで、ご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに、支援するすべての方法の可能性を検討し、ご利用者等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを、複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も、ご利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」を判断する場合には、ご利用者の状態像等に応じて最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

仮に3要件を満たす場合にも以下の点に留意する。

① 組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

- ・やむを得ず身体拘束を行うときには、カンファレンス等で組織として慎重に検討したうえで決定する。この場合でも委員会で議題として上げて、対象の身体拘束事案が「緊急やむを得ない」事案に該当するかどうかを慎重に協議するものとし、基本的に職員の個人判断で行わない。
- ・身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記録する。カンファレンス等で身体拘束の原因となる状況を徹底的に分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解除の時期などを、統一した方針の下で決定する。

② ご利用者、家族への十分な説明

- ・ご利用者本人や家族に対して身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得る。説明は管理者もしくは準ずるものが行う。
- ・仮に、事前にご利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

③ 行政や第三者関係機関への相談、報告

- ・身体拘束を行う場合は、障がい者虐待防止センターなどの行政機関や提携医療機関または精神科医療機関など、関係する機関と連携して様々な視点からアドバイスや情報を得る。相談することで支援のなかでの様々な問題を事業所のみで抱え込まず、組織的な虐待防止及び身体拘束防止を推進する。

④ 経過の観察、再検討、解除

- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察、再検討し要件に該当しなくなった場合は、直ちに拘束を解除する。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状況及び経過の観察を行うなどの対応を行う。

3) 身体拘束に関する事項の記録

- ① 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
- ② 緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、ご利用者及び家族等に報告し、記録する。
- ③ 具体的な記録は「身体拘束に関する説明書」「経過観察・再検討記録」を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の指導、監査においてもきちんと整備し、閲覧して頂けるようにする。
- ④ 各記録は、ご利用者が契約解除等でサービスが終了した日から、5年間保管を行う。

4) 身体拘束廃止未実施減算

- ① 身体拘束廃止未実施減算が該当する要件
 - (I) 身体拘束などを行った場合に、その態様、時間、その際のご利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録していない。
 - (II) 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束防止委員会）を定期的（年1回以上）に開催しておらず、従業員への周知徹底が図られていない場合。
 - (III) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
 - (IV) 職員に対し、身体拘束適正等の適正化についての研修を定期的（年1回以上）に実施していない場合。

※ 虐待防止の取組で、身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

※ (II)(III)(IV) についての減算は、令和5年4月から適応となる。

② 身体拘束配置未実施減算の単位数と留意事項

①の（Ⅰ）から（Ⅳ）を満たしていない場合に、身体拘束廃止未実施減算（5単位／日）を基本報酬より減算する。また、身体拘束配置未実施減算の適応は事業所単位で判断され、減算に該当する場合、その期間に利用したご利用者全員分の報酬が減算となる。

（ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第8条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業所のホームページに掲載し、ご利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

（その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針）

第9条 身体拘束等をしない支援を提供していくために、支援に関わる職員全体で、以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、身体拘束等をなくしていくように取り組む。

- 1）マンパワーが足りないこと理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- 2）事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- 3）障がい者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで、安易に身体拘束等を行っていないか。
- 4）障がい等があるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。
- 5）支援の中で、本当に緊急やむを得ないにのみ身体拘束等を必要と判断しているか。
本当に他の方法はないか。

（附則）

- 1）この指針は令和4年4月1日より施行とする。
- 2）この指針は令和5年12月1日より一部改訂施行とする。
- 3）この指針は令和8年8月1日より一部改訂施行とする。

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 利用者（児）本人又は他の利用者（児）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護・支援方法がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 [場所、行為（部位、内容）]	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除予定	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

New Step 大阪/広島

教室 管理者

㊞

記録者

㊞

（ご利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

㊞

（続柄

）

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

利用者（児）氏名

様

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法及び時間帯	
拘束開始及び解除予定	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

月日時	日々の心身の状況等の観察・再検討結果	カンファレンス 参加者名	記録者 サイン